

野木町新郷土館整備基本構想

野木町教育委員会

令和7年2月

目次

第1章 基本構想の背景

- 1 新郷土館整備の方向性 1
- 2 現状と課題 1

第2章 新郷土館の基本理念と役割

- 1 基本理念 3
- 2 新郷土館の役割 3

第3章 新郷土館の機能

- 1 収集と保存 4
- 2 調査・研究 4
- 3 展示・公開 5
- 4 教育普及活動 6

第4章 施設整備

- 1 施設整備の基本方針 6
- 2 施設機能と規模 7
- 3 整備候補地の検討 9

第5章 管理運営

- 1 基本的な考え方 11
- 2 その他施設の名称・開館形態 11

第6章 新郷土館の整備スケジュール

- 1 各案における整備スケジュール 12

参考資料

- 1 新郷土館整備イメージ図
- 2 常設展示の主な展示手法
- 3 野木町郷土館整備検討委員会設置要綱

第1章 基本構想の背景

1 新郷土館整備の方向性

野木町は、昭和30年代以降の高度成長による地域開発や生活様式の変化により産業構造が大きく変化し、住宅の建替え等が急速に進んだことから、多くの文化財の散逸を招きました。その後、各種郷土資料の保護・保存の必要性が叫ばれる中、昭和52年4月に旧野木中学校音楽室を活用し郷土館が開館しました。

開館以来48年経過し、これまで町民に資料提供を呼びかけた結果、現在郷土館には、民俗・考古資料等の収蔵点数は約500点を数え、郷土館に収蔵できない資料を含めると約3,700点になります。新たに整備する郷土館（以下「新郷土館」という。）は、かけがえのない歴史遺産を後世に継承するうえで、野木町民にとって重要な役割を担うものです。新郷土館は、施設の特徴と専門性を生かし、地域の歴史・文化を保全・継承し、活用していくための拠点であり、野木町を「知り 学び 伝える」とともに、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が、親しみやすく気軽に利用できる身近な施設として整備していきます。

新郷土館の整備にあたり、第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」（後期基本計画）の将来像「水と緑と人の和でうるおいのあるまちづくり」を念頭に、分野別の目標である「文化の薫り高いまちづくり」並びに野木町教育大綱の「文化の振興」「文化財の保全・利活用」で示された施策に準じ、その他の関連計画及び諸法令との整合性や合理性に配慮し整備していきます。

2 現状と課題

（1）現状

野木町郷土館は、昭和22（1947）年旧野木中学校音楽室として建設された特別教室を転用し、本町の文化・歴史を伝える資料の保存と収集、活用を図り町民の教育、文化の発展に寄与する目的で昭和52（1977）年4月に開館しました。建築から78年が経過し、施設の老朽化が顕著であるとともに、増加する歴史・民俗資料により展示スペースや収蔵庫に空きがない状況が続いています。また、空調設備等がない状況での観覧、劣悪な収蔵環境のため、町の貴重な文化財を適切に保存管理し、次世代に継承することが困難な状況にあります。

○施設概要

建築年月日	昭和22年	旧野木中学校音楽室
開館	昭和52年4月	野木町郷土館として開館
構造	S造り（鉄骨）	1階平屋
面積	延床面積	196㎡（展示室132㎡ 収蔵庫64㎡）

○開館日 月曜日・国民の祝日・年末年始以外は開館

○見学料 無料

○修繕歴

- ・令和2年3月 雨漏り修繕
- ・令和2年6月 照明修繕
- ・令和3年11月 電気配線工事
- ・令和4年2月 電灯スイッチ修繕
- ・令和4年7月 雨漏り修繕
- ・令和5年9月 屋根修繕
- ・令和6年2月 収蔵庫雨漏り修繕

○管理運営

現在郷土館は、町職員及びボランティア団体「野木歴史文化伝承会」の会員による活動によって管理運営を行っています。同会員らが約8年前から資料整理、展示方法の見直しや特別公開における展示等の運営も担っていただいています。

○入館者数の推移

年間開館日数：約250日

R7.2 現在

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入館者数	72	30	34	331	379	27	24	340	337	322

* H30・R1・R4・R5・R6年度は町文化祭・公民館まつりに合わせた特別公開の実施

* R2・3年度はコロナ感染対策による事業縮小

○収蔵点数

R7.2 現在

場所 種別	郷土館		公民館	備考	計
	展示室	収蔵庫	その他施設		
民俗資料	135	156	10		301
考古資料	107	25			132
古文書等	6	73	3,168	公民館保管11家分	3,247
(出土遺物)	(0)	(35箱)	(160箱)		(195箱)
計	248	254	3,178		3,680

(2) 課題

- ・ 建物が建築されてから78年が経過しており、これまで何度も修繕を行ってきましたが、いずれも対症的な修繕で根本的な解決には至っておりません。
- ・ 収蔵庫スペースが不足しており、発掘された遺物等の保管場所がないため現在は公民館の車庫等で保管している状況です。
- ・ 温度・湿度管理設備が整備されていないため、資料の形状や材質に応じた適正な収蔵環境を保つことができず、特に古文書等の保存・公開ができておりません。
- ・ 入館者数が年度全体を通して少なく、入館者の増加に繋がる工夫や企画展示等を定期的な実施できる体制が必要です。
- ・ 地域住民や関係団体と連携した活動や、施設の管理運営を効果的に図るための人員体制が整備されていません。

第2章 新郷土館の基本理念と役割

1 基本理念

野木町の歴史・文化に親しみ理解を深める機会を通して、町民が野木町への愛着と誇りを持ち、多様な学びや体験を生み出す場とするため新郷土館の基本理念を以下のとおりとします。

野木町の歴史・文化を学び郷土に愛着を感じ
心豊かな人づくりの拠点

2 新郷土館の役割

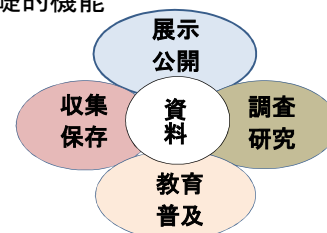
新郷土館の目指すべき役割については、以下のとおりとします。

- (1) **町民とともに野木町の歴史や文化を学び、守り、伝える郷土館**
野木町の原始・古代から近代までの通史を学び、多様な歴史や文化に親しみ学ぶ場所として次の世代に継承していきます。
- (2) **歴史・文化に触れ学ぶことにより生涯にわたる学習を支援する郷土館**
親しみやすく気楽に利用できる郷土館として、訪れる方の学習意欲や町民参画の活動を支援します。
- (3) **多くの町民が交流し、活動を通して野木町の新たな価値や魅力を創出する郷土館**
国指定文化財の煉瓦窯や交流センターとの連携を図り、多くの人々の交流を促進し、新たな活動や取り組みを創出します。また町内に点在する文化財・歴史的資源や文化施設のハブ施設として回遊や交流を促進します。

第3章 新郷土館の機能

貴重な資料を次世代に継承するため、収集・保存、調査・研究、展示・公開、教育普及を4つの基礎的機能として位置付けその充実を図っていきます。

基礎的機能



1 収集と保存

(1) 収集・保存の方針

野木町の歴史と、それに関わる文化財や歴史・民俗資料を扱う郷土館として、野木町の成り立ちや文化を理解するために、貴重な資料を幅広く収集します。寄贈の受入や必要に応じて寄託等により収集します。また、野木町に関する記録等の文献や映像記録や音声記録等の資料も収集の対象とします。貴重な文化財を未来に継承するため、資料に適した保存環境と収蔵面積を確保します。考古、歴史、美術工芸、民俗資料等、資料の特性に応じた保存環境を確保し、適切な管理のもと継承していきます。

(2) 整備方針

資料に適した保存環境を確保するため、温度・湿度調整ができる収蔵庫を整備します。規模については、今後の収集を勘案し十分な収蔵スペースを確保します。資料を管理・活用するための人員体制の確保とデータベースの構築を図ります。資料の運搬に伴う搬入口や一時保管庫の確保、収蔵庫や展示室への適切な動線の確保等にも配慮します。

2 調査・研究

(1) 調査・研究の方針

野木町の歴史・文化に関する資料を調査し、新たな価値や成果を発信できる体制を整備します。特に学芸員等の専門職員の確保が必要であり、町民や各種団体、研究者等が参加できる体制の確保も必要です。研究成果の特別展示や教育的な普及活動を実施し、刊行物、町広報、ホームページ、SNSを活用した公表を行なっていきます。

(2) 整備方針

資料整理室（資料研究・閲覧室を兼務）を整備し、学芸員や町民、研究者等の調査研究や関係団体の多目的な活動拠点を想定しながら規模・設備・配置等を検討します。また、調査・研究に必要な資料を保管する書架の整備も検討します。

3 展示・公開

(1) 展示・公開の方針

これまでの収集資料や調査・研究に基づく野木町の歴史と文化を、通史的に分かりやすく、楽しみながら理解を深めることができる展示方法とします。展示構成は、常設展示や特定のテーマを展示する企画展示とし、余裕をもった展示空間で解りやすい解説を心がけます。

照明等の視覚効果にも配慮し、資料を手で触れる展示や親子で参加できる体験型の展示を実施します。また企画展示では、郷土館の調査・研究の成果の発信に加え、町民や各種団体の主体的な研究の成果等も展示していきます。

(2) 整備方針

野木町の歴史・文化をわかりやすく楽しく参加できる常設展示室（歴史・民俗）を整備します。町民・各種団体等の研究成果や町の歴史・文化の特徴的なテーマを発信できる企画展示とギャラリー機能を備えた展示室を整備します。

《展示構成イメージ》

【常設展示室】 展示テーマ : 野木の台地と人々の暮らし

◆ 通史の展示	原始・古代 ・野木の台地と生活の痕跡 野木Ⅲ遺跡 ・原始古代の暮らしと野木 野渡貝塚と縄文海進 ・古墳群の誕生 浅間塚	中世 ・野木の領主と野木宮合戦 頼朝と小山政光 ・小山氏の没落後の野木 ・板碑の建立と民衆 ・野木神社と鎌倉幕府	近世 ・古河藩の成立と野木の領主の変遷と支配 ・野木の村々の様子 ・日光街道野木宿の成立 ・河岸の成立と舟運 ・日光社参と助郷制度	近現代 ・明治の改革と野木 ・連合役場野木村誕生 ・自由民権運動と岩崎萬次郎 ・近代産業の発達 下野煉瓦と新井製糸
------------	---	---	---	--

分かりやすい展示・楽しく参加できる展示

◆ 民俗資料の展示

—人々の暮らし（衣・食・住、生産正業）—
・私たちの暮らしと道具 ・暮らしの移り変わり

4 教育普及活動

(1) 教育普及活動の方針

町民の郷土に対する愛着や誇りにつながる場の提供を積極的に進めます。子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が、野木町の歴史・文化に親しみ、理解を深める多様な学びの提供や体験の機会を提供します。

郷土館の様々な活動が人々の出会いと交流を生み、観光の促進等、野木ブランド向上に繋がり社会的効果の派生が期待できます。

◇具体的な取組内容

- ・野木町の歴史・文化に関する講演会や各種講座のプログラムの立案
- ・子どもと保護者が楽しみながら理解できる体験型のプログラムの提供
- ・学校教育との連携を深め、郷土学習の場として情報の提供とその支援
- ・普及活動の担い手として関係団体への支援とボランティアの育成

(2) 整備の方針

講演会、各種講座、会議等が開催できる多目的なスペースや体験的学習が開催できるワーキングルームの整備が必要となります。さらに、学芸員や町民、研究者等の調査研究や団体等の多目的な活動拠点としての資料整理室（資料研究・閲覧室を兼務）の整備も必要となります。

町民の郷土に対する愛着や誇りに繋がる事業の提供を積極的に進め、子どもから高齢者までのあらゆる世代の人々が、野木町の歴史・文化に親しみ、理解を深めることができる多様な学びの提供、体験の機会を提供していきます。

第4章 施設整備

1 施設整備の基本方針

新郷土館の整備にあたり、以下の点を基本的な整備方針とします。

(1) 博物館類似施設として機能・役割を満たした整備

博物館法における「登録博物館」や「博物館相当施設」の整備基準にとらわれることなく、郷土館としての基本的な機能を確保し、地域の特性を活かした事業の展開や組織・管理運営が容易な「博物館類似施設」として整備します。

(2) 整備費の抑制など財政負担の軽減を考慮した整備

既存の用地や施設の有効活用と施設間の相互利用を図り、整備費やその後の維持管理費用を抑制できる整備とします。

(3) 親しみやすく気軽に来館できる施設の整備

地域の自然環境に調和し、出会いと交流の場となるような施設空間を目指します。また、子どもから高齢者まで誰もが気楽に訪れ、楽しく学ぶことができる機会を提供し、障がいのある人や外国人等、多様な利用者が快適に利用できるようなユニバーサルデザインに配慮した整備を検討します。

2 施設機能と規模

新郷土館に求められる機能と規模は、次の各室を備え、適正な規模とし、各室の連携が取れるよう配置します。ただし、整備面積や既存施設との相互利用により変更が伴います。

(1) 収集保存

- ・搬入口とトラックヤード・・・大小資料の搬入・搬出
- ・荷解室・・・搬入資料の開梱や梱包ができ、清掃ができる空間
- ・前室・・・資料の確認や登録作業を行う部屋で収蔵庫への動線を配慮
- ・収蔵庫・・・空調 ガス消火 考古・古文書民具など適正に保存できる空間

(2) 展示公開

- ・常設展示室・・・空調 ガス消火 照明、ケース
- ・企画展示室・・・空調 ガス消火 照明、ケース、移動式パネル
- * 展示室付属として、収納倉庫を付設し展示用ケースやパネルを収納

(3) 調査研究

- ・資料整理室・・・資料の調査研究や閲覧室を兼ねて多くの方が利用できる多目的スペース

(4) 教育普及

- ・研修室・・・講演、講座、映像学習、その他教育普及活動スペース
- ・ワーキングルーム・・・体験型の学習・講座の開催、団体の活動スペース
- * 研修室と併設し一体利用ができ、洗い場を確保

(5) 管理運営

- ・事務室・・・給湯と更衣室を兼ねた整備
- ・倉庫・・・書類、事務用品、工具等の保管
- ・機械室・・・空調・電気設備

(6) 共用その他

- ・休憩室・・・来館者の休憩スペース
- ・エントランス・・・案内や受付その他町や観光等の情報発信スペース
- ・トイレ・・・男性用、女性用、多目的トイレ
- ・その他、授乳室、野外体験スペース、駐車場（一般普通車、身障者用）

○ 各部門における施設機能と想定規模

部門	室名	機能	想定規模	備考
収集 保存	搬入口 トラックヤード	・閉鎖空間での資料の搬入・搬出ができる設備	20 m ²	トラック 搬入想定
	荷解室	・搬入資料の開梱・梱包	収蔵庫と一体	
	前室 収蔵庫	・前室で資料確認と登録作業 展示準備作業 ・考古収蔵 ・文書など歴史収蔵 ・民俗収蔵 その他図書・文献収蔵	全室 20 m ² 収蔵庫（荷解室） 120 m ²	・温湿度 設備 ・ガス 消火
調査 研究 ・ 教育 普及	資料整理室 ワーキングルーム （研修室）	・資料整理室（資料研究・閲覧室を兼務）を整備し学芸員や町民、研究者等の調査研究や団体などの多目的な活動室（図書室機能） ・借用資料の整理や撮影等 ・講演会、講座、体験学習として利用	40 m ²	・映像音 響設備
展示 公開	常設展示室 （企画展示）	・野木町の歴史・文化を紹介する総合的に扱う展示 ・歴史と民俗に分けた展示 ・テーマ展示や調査研究成果の展示	180 m ²	・温湿度 設備 ・ガス 消火
管理 運営	事務室（給湯室、 更衣室）打合室 倉庫、電気・機械 室	・事務室と給湯、更衣室同一フロア ・打合室 ・電気・機械室、倉庫	20 m ² 20 m ² 20 m ²	
共有 その他	休憩スペース、 エントランスホ ール トイレ等	・来館者が休憩できるスペース ・エントランスは案内、情報発信できるギャラリースペース ・男女 多目的 授乳室	30 m ² 30 m ²	
		想定面積	500 m ²	

※ 各室の整備については建築面積及び既存施設との相互利用により変更が伴います。

3 整備候補地の検討

新郷土館を整備するにあたり、野木町役場敷地内を整備用地として検討していきます。町の中心部に位置し交通アクセスがしやすい場所であり、また、公民館など既存施設の相互利用や駐車場の一体利用が可能であり、経費負担の軽減も見込まれます。上記理由から、以下のとおり4つの候補地を検討していきます。

案（１）現郷土館・旧相撲場・現弓道場敷地

現郷土館・旧相撲場・現弓道場を解体し、新たに新郷土館を建築することを検討していきます。有効整備面積が約1,000㎡を確保できますが、土地利用の形状や現弓道場の解体も含まれるため、弓道場の移設等の代替案も検討する必要があります。

案（２）現郷土館・旧相撲場敷地

現郷土館及び旧相撲場を解体し、新たに新郷土館を建築することを検討していきます。役場内施設との相互利用や駐車場の一体利用が可能で、整備敷地としても他の既存施設に影響を及ぼさないことがメリットとして考えられます。

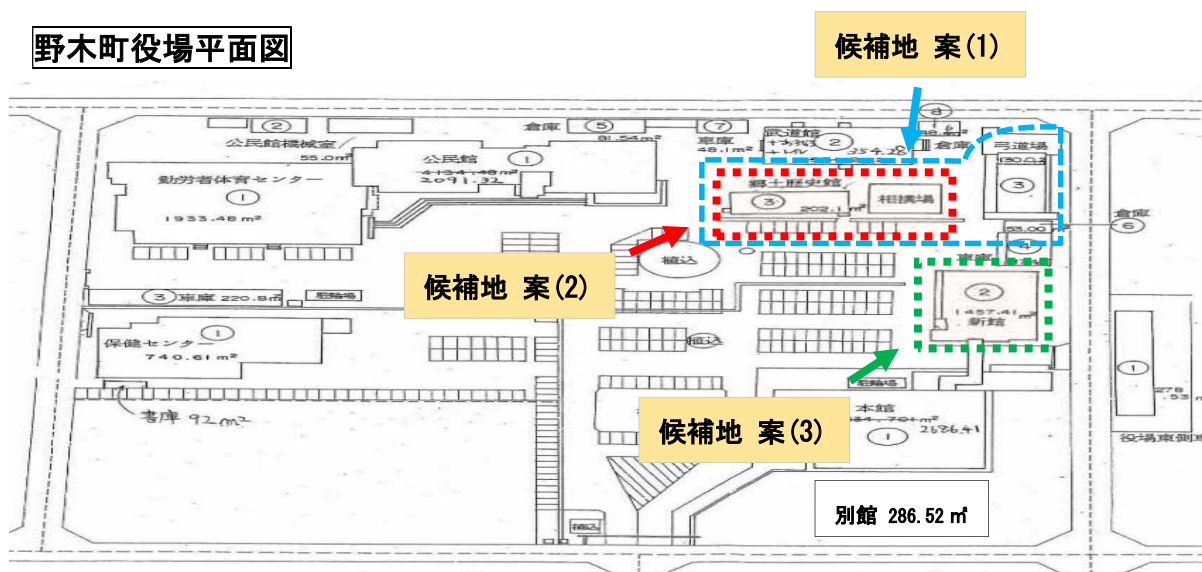
案（３）野木町役場新館

野木町役場新庁舎の整備に伴い、既存の野木町役場新館を新郷土館として利活用することを検討します。なお、新庁舎整備に伴う各施設の集約・統合等が考えられるため、施設機能や規模については、今後柔軟に検討していくことにします。

案（４）野木町役場新庁舎内

野木町役場新庁舎整備に伴い、新庁舎内に郷土館（室）を組み込むことを検討します。なお、各施設機能・規模については、新庁舎整備関係部署と調整の上、今後柔軟に検討していくことにします。

野木町役場平面図



○ 整備候補地比較表

候補地	案(1) 現郷土館・旧相撲場・現弓道場	案(2) 現郷土館・旧相撲場	案(3) 野木町役場新館	案(4) 野木町役場新庁舎内
地番	野木町大字丸林571番地(野木町役場敷地内)			
地目	宅地			
区分	市街化区域			
アクセス	JR宇都宮線野木駅から約0.8km			
想定面積	550㎡	500㎡	460㎡	未定
現状	・現郷土館は月曜日・祝日以外は開館している。旧相撲場は庁内各課の資材等の置場となっている。現弓道場は町弓道連盟の会員がほぼ毎日利用している。	・左記のとおり	・1階は産業建設部産業振興課執務室となっており、2階は会議室として利用されている。3階は文書保存室として利用されている。	・令和6年5月30日に第1回野木町新庁舎整備庁内検討委員会が開催された。
整備方針	・現郷土館、旧相撲場及び現弓道場を解体し新郷土館を建築する。	・現郷土館及び旧相撲場を解体し、新郷土館として新築する。	・新庁舎整備により利用されなくなるフロアを利活用し、施設整備やコスト面に配慮する。	・野木町新庁舎整備庁内検討委員会が示す方針に合わせて新郷土館の整備について検討する。
検討事項	・現弓道場の移設等の代替案を検討する。 ・収蔵品の移転方法の検討をする。 ・新郷土館専用駐車場の整備を検討する。	・既存施設を先に解体するため収蔵品の移転先・管理方法を検討する必要がある。 ・新郷土館専用駐車場の整備を検討する。 ・有効整備面積の都合上、施設機能の一部を縮小する等、対応を検討する必要がある。	・新郷土館として利活用するフロアについては全面改修を検討する必要がある。 ・新庁舎整備の内容によっては十分な施設機能が確保できない可能性がある。	・野木町新庁舎整備庁内検討委員会が示す検討事項に合わせて新郷土館の整備について検討する。 ・新庁舎整備の内容によっては十分な施設機能を確保できない場合がある。

第5章 管理運営

1 基本的な考え方

(1) 運営方式

運営の主体は野木町教育委員会とし、運営方法については、郷土館の事業が非営利事業であることから当面は直営とし、施設の清掃や警備など一部業務については民間企業等に委託します。今後、状況に応じて指定管理者の導入を検討します。

(2) 職員体制

施設の管理運営を効果的に図るため、適正な職員配置が必要です。管理業務等を担う事務職員、学芸業務を担う学芸員や専門的知識を有する職員の配置を検討していきます。

(3) 町民との協働

運営には町民等の協力が不可欠であり、生涯学習の拠点として機能させるためには、ボランティアをはじめ町民の参画が期待されます。案内ボランティアをはじめ郷土館サポーター等の人材育成を図っていきます。

(4) 情報発信

新郷土館のPRや事業などの情報を周知することはもちろん、町内に点在する文化財等の情報を町内外に積極的に発信し、野木町の歴史・文化の豊かさを野木ブランドとして周知していきます。

(5) 町内外の施設及び諸団体・機関との連携

町の歴史と文化の拠点としての役割を果たすために、ホフマン館や周辺の施設及び関係機関、小中学校と連携を図りながら新たな取り組みを創出します。

(6) 施設運営等の評価

町及び第三者等の外部委員で組織した協議会を設置し、施設全般の運営について意見を聴取する組織を検討します。

2 その他施設の名称・開館形態

- ・ 新郷土館の名称は、施設の立地や役割・機能にふさわしい名称として公募等により広く募集していきます。
- ・ 新郷土館の開館の形態として、開館日、時間、入館料等については、今後の整備計画の中で検討していきます。

第6章 新郷土館の整備スケジュール

○ 案（1）における整備スケジュール（現郷土館・旧相撲場・現弓道場敷地）

	令和6年度	N-3年度	N-2年度	N-1年度	開館年度（N年度）	N+1年度
構想計画	基本構想策定	基本計画策定				
解体工事			旧相撲場等 解体工事			旧郷土館 解体工事
建築設計			建築工事 実施設計			
展示制作 建築工事				建築・外構工事	展示制作	外構工事
その他		議会等の合意形成（随時）			資料 移転	
		町民周知（随時）				

グラウンドオープン
常設展示公開

○ 案（２）における整備スケジュール（現郷土館・旧相撲場敷地）

	令和6年度	N-3年度	N-2年度	N-1年度	開館年度（N年度）
構想計画	基本構想策定	基本計画策定			
解体工事			郷土館 相撲場 解体工事		
建築設計			建築工事 実施設計		
展示制作 建築工事				建築・外構工事	展示制作
その他		資料一時 移転先 の選定	資料一時移転		資料 移転
		議会等の合意形成（随時）			
		町民周知（随時）			

グランドオープン
常設展示公開

※ 整備候補地案（３）・（４）については、野木町役場新庁舎の整備スケジュールとの調整により今後検討していきます。

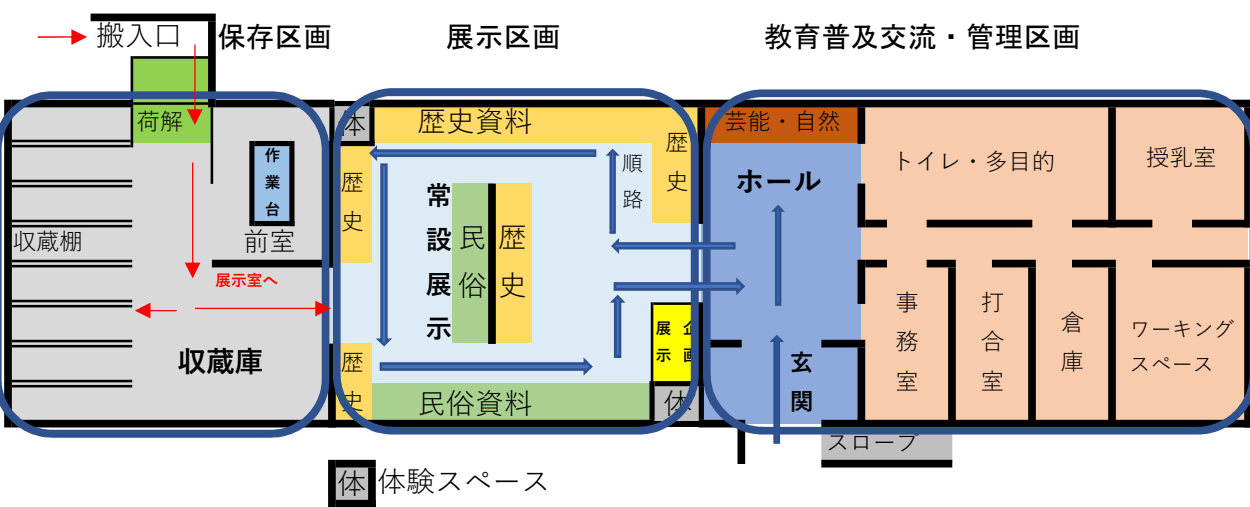
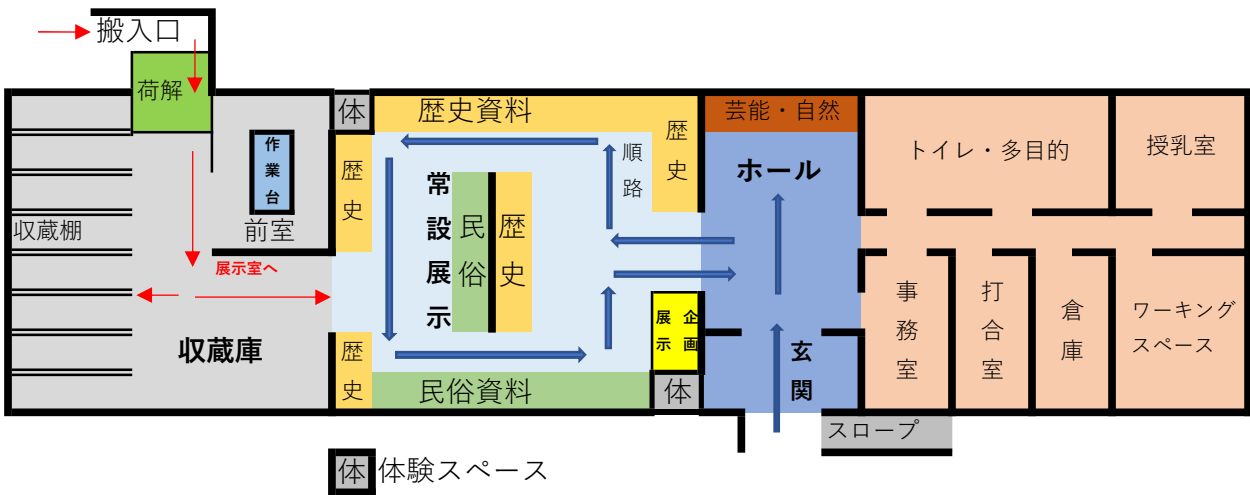
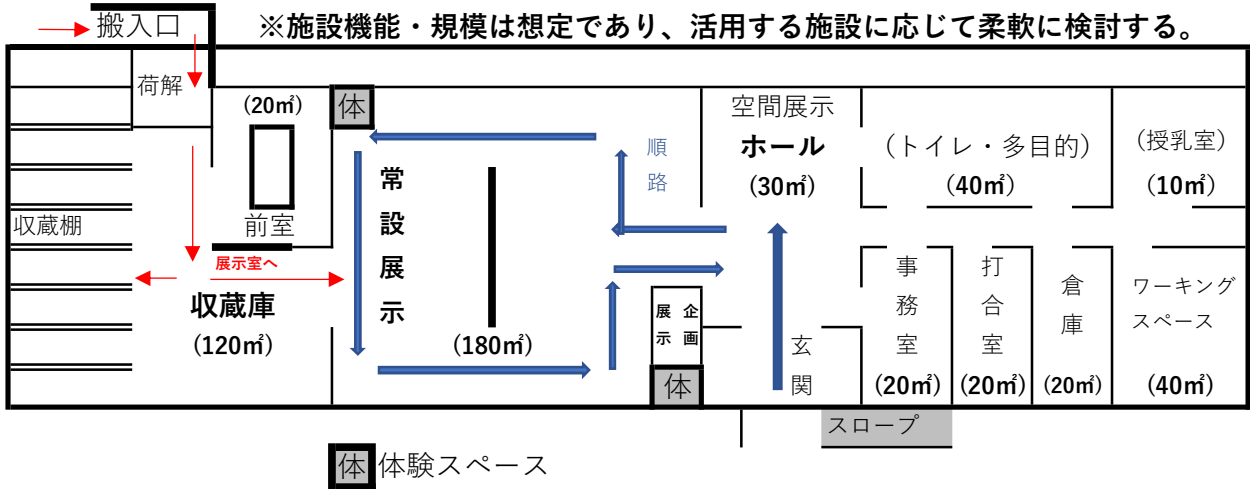
野木町新郷土館整備基本構想

参 考 資 料

【新郷土館整備イメージ図】

延床面積：約500㎡

※施設機能・規模は想定であり、活用する施設に応じて柔軟に検討する。



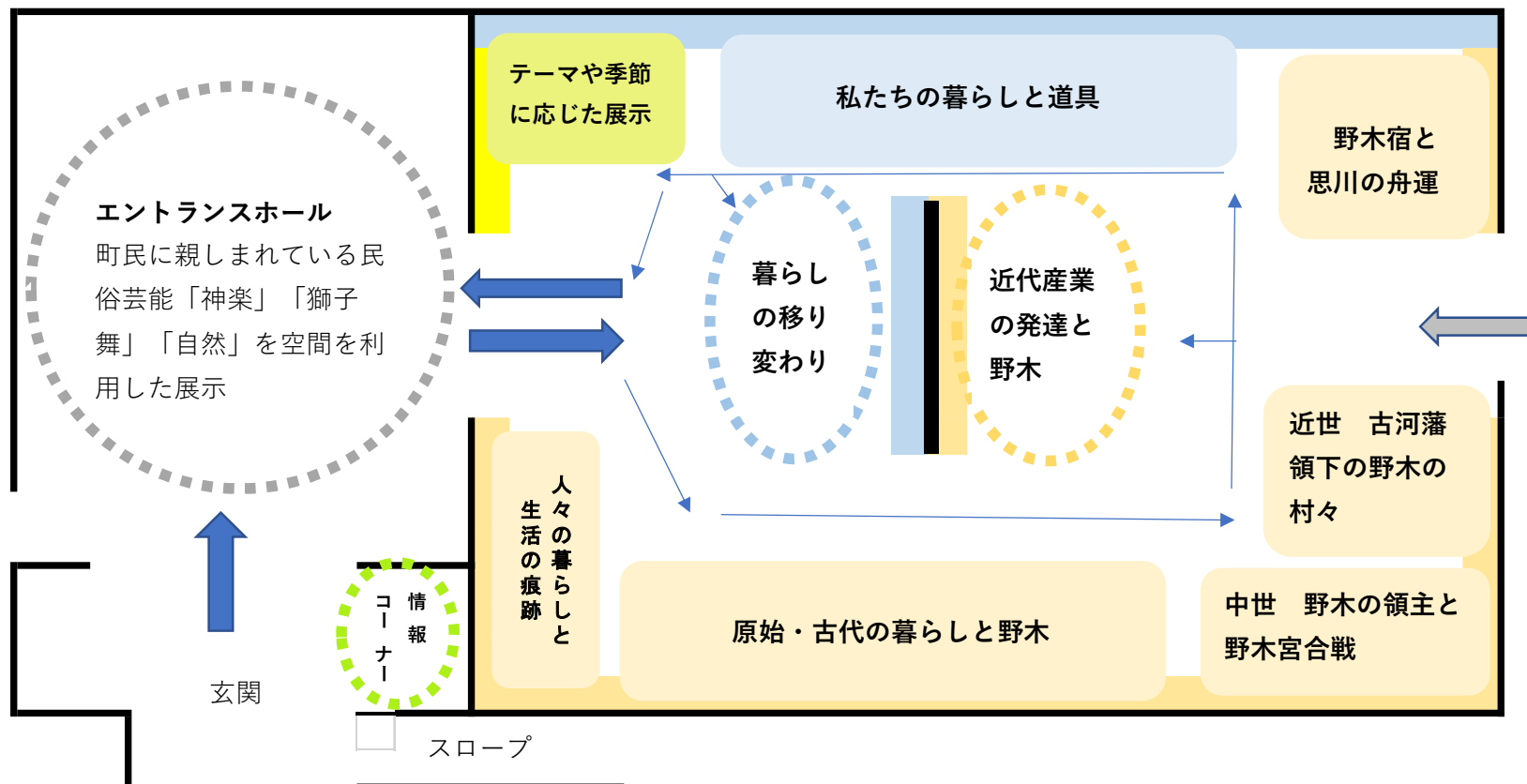
常設展示の主な展示手法について

- ・各時代においてポイントなる事項とその展示手法の方向性を示す。
- ・日本の歴史を時系列に示した展示（年表）を軸に、野木の特徴的な項目についても位置づけ、郷土の歴史を理解する。

◆展示テーマ

人々の暮らしと野木の誕生

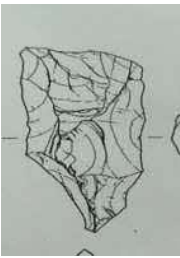
【常設展示室】



■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

テーマ：人々の暮らしと生活の痕跡

- 地層や地形図の形成から台地の成り立ちを表す
- 初めて野木の台地に住んでいた人の暮らしを紹介
- ◆ 野木を中心に栃木県・茨城県・群馬県の地形図
- ◆ 野木の地層の断面図
- ◆ 旧石器時代の生活の様子と思川の風景（想像図）
- ◆ 野木Ⅲ遺跡の石器
- 立体地形パネル
- 地層断面図のサンプル
- 思川とその台地に暮した人や狩猟生活の様子のイラスト
- 野木Ⅲ遺跡出土の石器

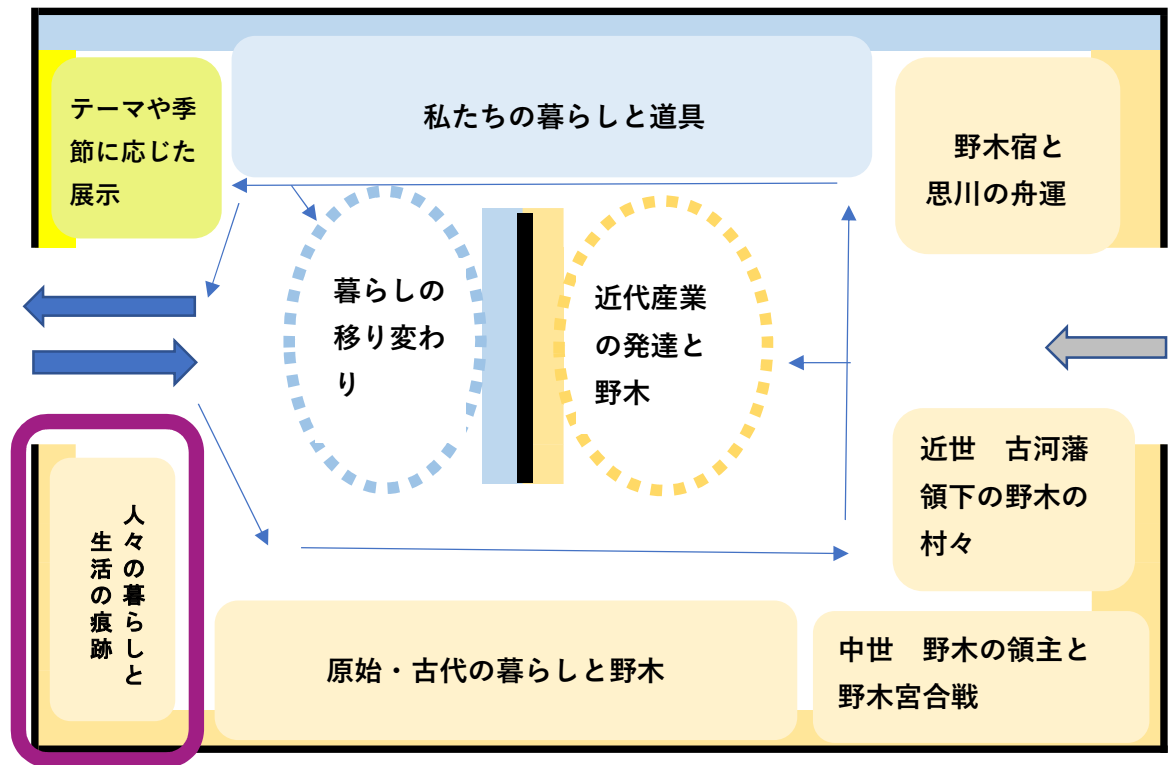


野木Ⅲ遺跡 石器



旧石器時代の野木の台地（復元）

【常設展示室】



■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

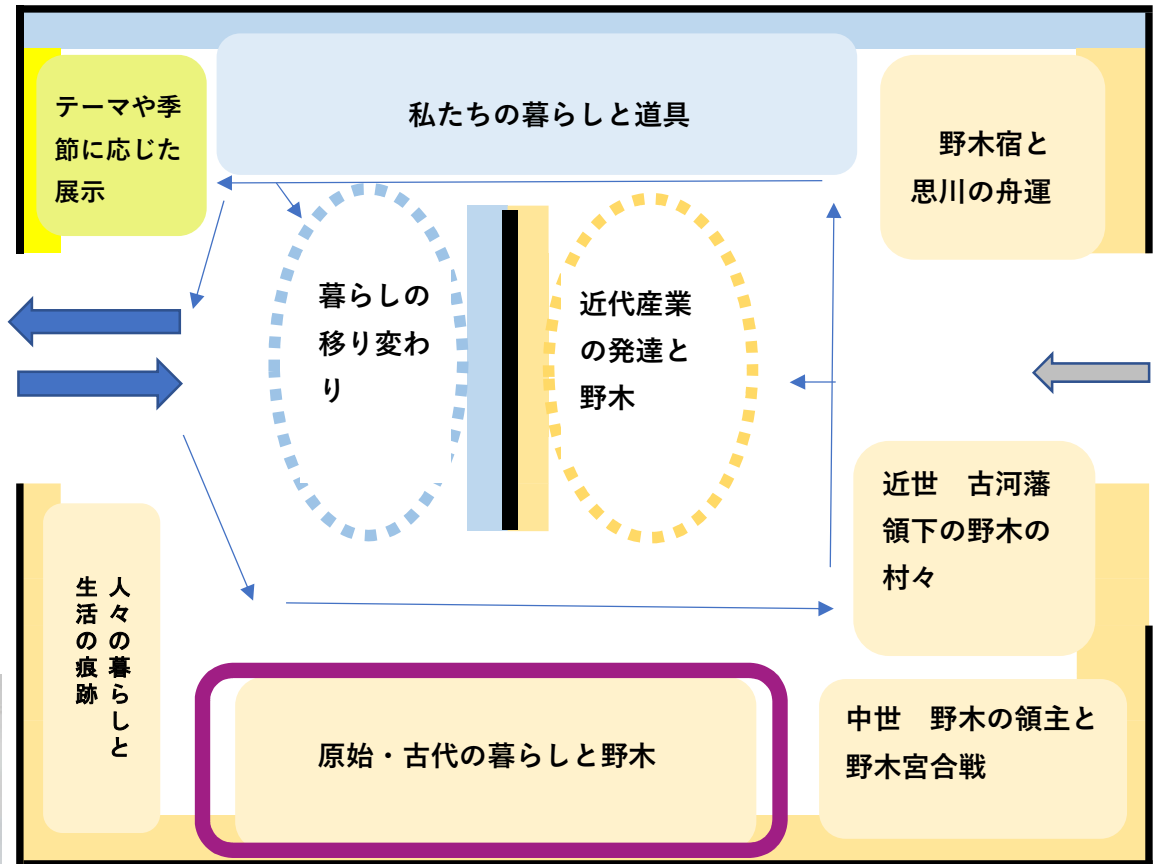
テーマ：原始・古代の生活と野木

- 生活の様子とともに花開く縄文・弥生・古墳文化を示し地域社会の形成されていく過程を示す
- ◆ 縄文時代から古墳時代の主な出土資料
- ◆ 縄文前期：野渡貝塚 法音寺遺跡 若林南遺跡出土品
- ◆ 縄文中期：松原北遺跡出土資料
- ◆ 縄文後期：羽毛田Ⅰ遺跡 矢畑遺跡出土資料
- ◆ 弥生：清六Ⅲ遺跡出土資料
- ◆ 古墳：大塚古墳 佐川野古墳群 野渡古墳群 杏林製薬工場内遺跡
- ◆ 古代律令体制下の野木地域 下野国と寒川郡努宜郷
- 野木の代表的な縄文～古墳時代の遺跡からの出土資料
- 野渡貝塚黒浜式土器写真（京大）貝塚出土シジミ
- 野木Ⅲ遺跡の再葬墓発掘写真
- 古墳遠景写真と分布図（大塚古墳 佐川野外記）
- 野渡浅間塚古墳の埴輪（東博は写真） 形象埴輪写真
- 各遺跡の出土資料の使い方イラスト
- 下野国の郡と努宜郷の地図



羽毛田遺跡 耳飾 杏林遺跡 土師器杯 矢畑遺跡 注口土器 松原北遺跡 加曾利式深鉢

【常設展示室】



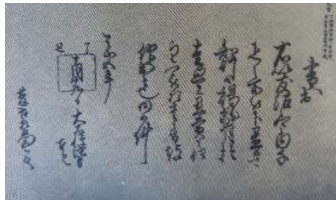
■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

テーマ：中世 野木の領主と野木宮合戦

- 鎌倉南北朝時代の野木地域の領主 寒河御厨と小山荘の成立をもとに野木地域の領主を示す
- 源頼朝の挙兵と野木宮合戦について解説する
- 中世における民間信仰としての板碑の建立を示す
- 小山政光画像写真
- 寒河御厨と寒河郡の位置図（野木地域の大字名）
- 吾妻鏡による合戦経過の解説
- 合戦概要を地図上で示した解説板
- 野木神社の写真
- 小山朝政画像
- 室町・戦国時代の動乱と野木：小山氏と野木の村々の変遷（東国情勢図）
- 北条氏照印判状写の写真（晃程古文書）
- 小山氏没落と野木の旧臣たち：小山氏旧臣帳（館野古文書）
- 小山修理亮（秀晴）書状（大森和美文書）
- 岩崎家板碑の展示・解説板
- 城館の踏査図と現況写真（野木・法音寺城）



小山政光画像（栃木県博）



北条氏照印判状写（晃程文書）

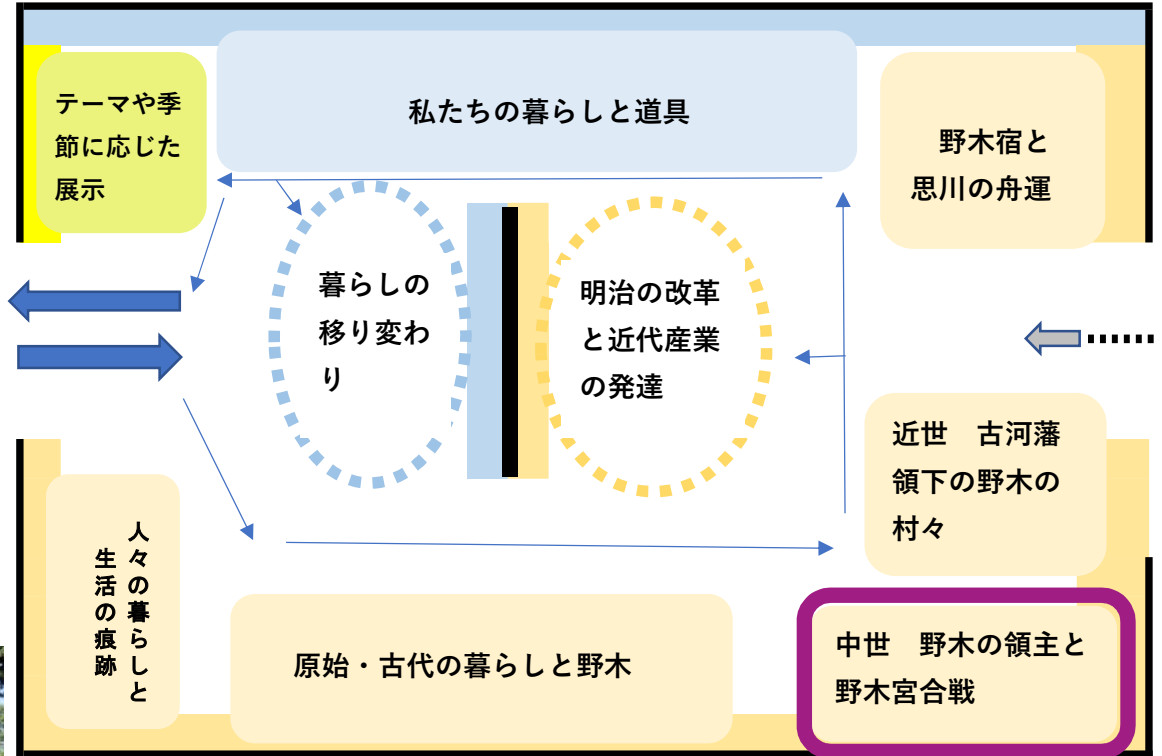


正元元年板碑（満福寺）



小山朝政画像（秋元家蔵）

【常設展示室】

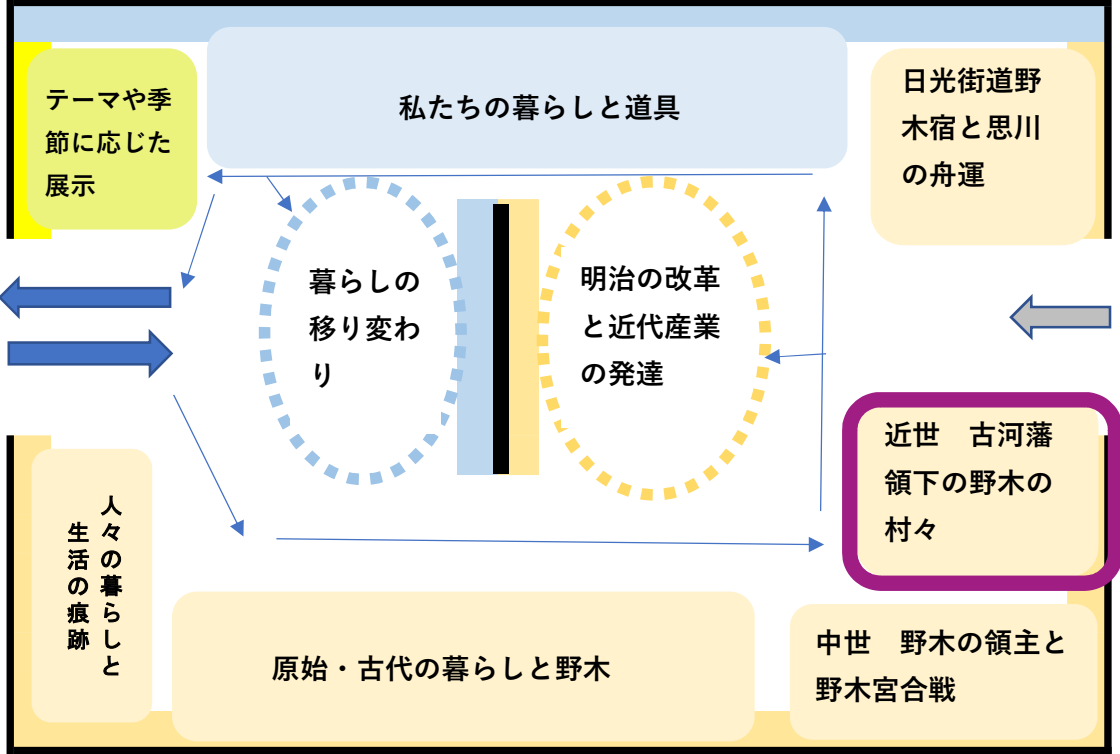


■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

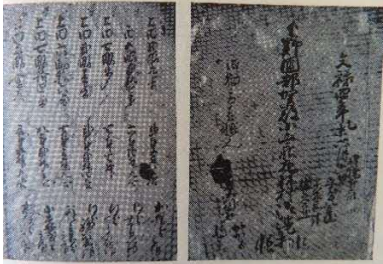
テーマ：近世 古河藩領下の野木の村々（1）

- 古河藩の成立を藩主と関連させて示す
- 古河藩の領主の変遷と検地による農村支配を示す
- 古河藩の支配と野木の村々の様子を示す
- ◆ 歴代古河藩主の変遷一覧
- ◆ 古河藩領の村々絵図面
- ◆ 文禄・元和・寛文検地資料古文書
- ◆ 若林村絵図（古文書）
- ◆ 五人組帳（古文書）
- 佐川野村明細帳（正徳2）
- 村高変遷表一覧（野木町史）
- 若林村絵図（古文書）
- 年貢割付状（古文書）

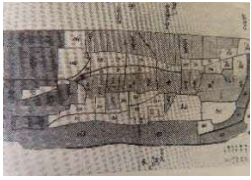
【常設展示室】



土井利勝画像(野木町史)



丸林村文禄検地帳（真瀬家文書）



若林村絵図（館野家文書）



明治2 古河城3階櫓（古河市）



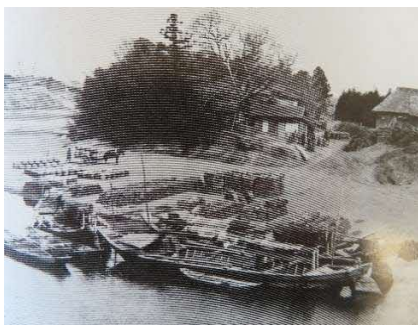
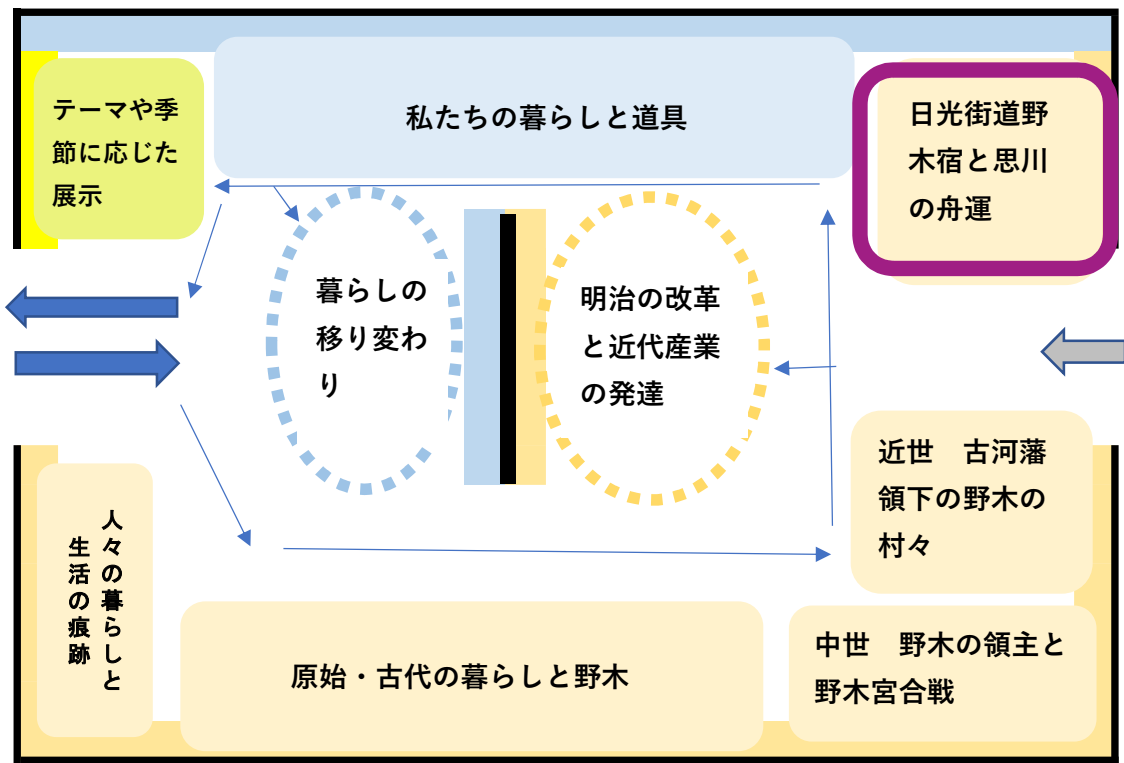
若林村五人組帳（館野家文書）

■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

テーマ：近世 日光街道野木宿と思川の舟運（2）

- 日光街道の整備と野木宿の成立を紹介
- 問屋場・旅籠と本陣・脇本陣の様子を紹介
- 野木宿の概要と助郷制度を紹介
- 将軍の日光社参と野木宿の様子を資料で示す
- 野木宿の様子がわかる絵馬・絵図面・写真等
- 本陣脇本陣が描かれている宿絵図
- 駄賃の種類と野木宿からの駄賃（イラスト）
- 野木宿助郷23カ村一覧と位置図
- 安永5年の日光社参と規模、利根川御舟橋図
- 河岸の成立と分布図で思川の舟運を示す
- 友沼河岸・野渡河岸の成り立ちと規模を紹介
- 高瀬舟と部賀舟による運搬と積み荷を紹介
- 河岸の分布図
- 高瀬舟・部賀舟の写真（イラスト）
- 友沼河岸の全景写真・荷揚げされた薪類（菅谷家）
- 野渡河岸新設願（井上家古文書）
- 思川筋友沼河岸船数・問屋数調べ（町史）

【常設展示室】



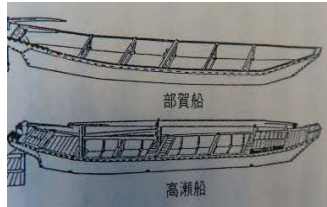
友沼河岸（菅谷家文書）



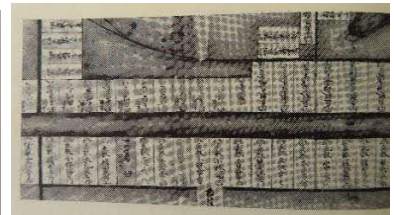
松並木（要覧）



天保日光社参人馬割



高瀬舟と部賀舟



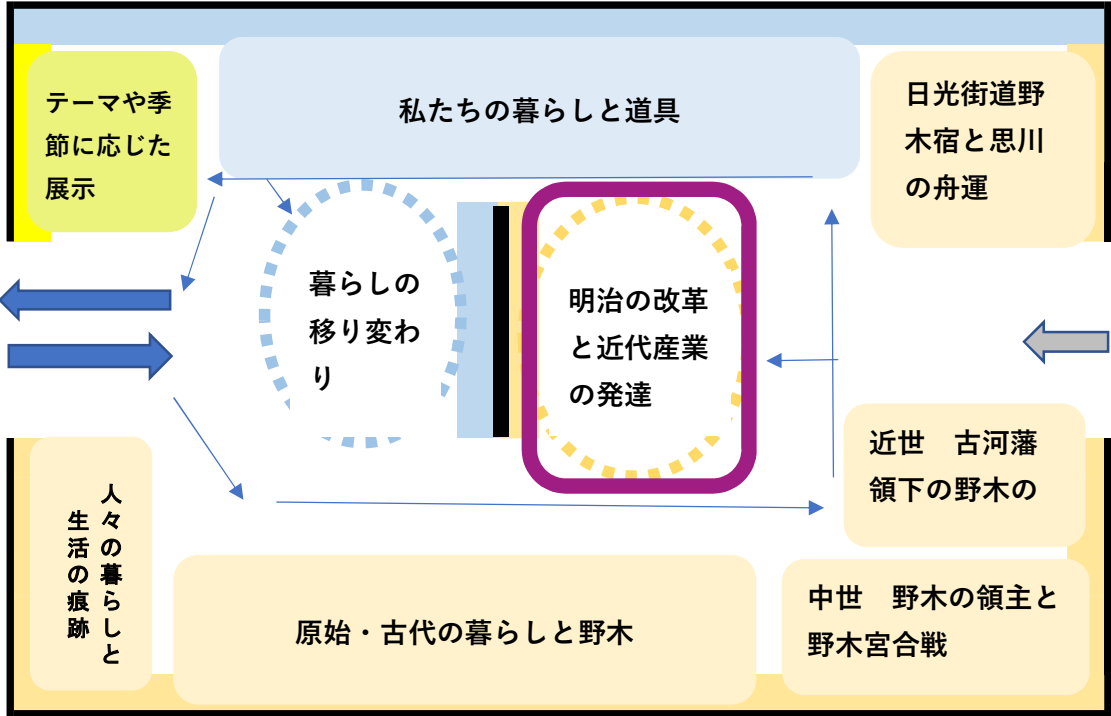
野木宿絵図（海老沼家文書）

■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

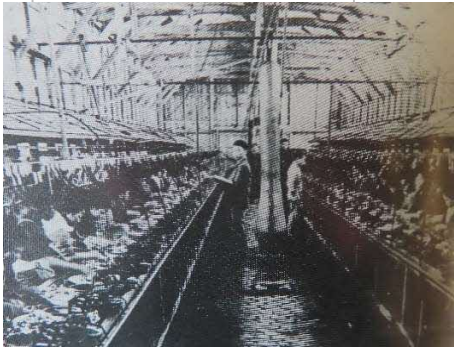
テーマ：明治の改革と近代産業の発達

- 明治の改革と野木村の成立について紹介
- 自由民権運動と岩崎萬次郎について紹介
- 旧下野煉化製造会社の設立経緯と会社概要を紹介
- 新井製糸所の設立や規模・設備を紹介
- ◆ 廃藩置県と野木の変遷（古河藩から栃木県へ）
- ◆ 戊辰戦争と官修墳墓（岡村平吉の戦死）
- ◆ 連合戸長役場と野木村の成立（長島政吉）
- ◆ 足尾鉍毒事件と野木の鉍毒被害状況
- ◆ 谷中村の滅亡と野木に移住した人々の暮らし
- 野木の自由民権運動活動と岩崎萬次郎の関わり
- 岩崎萬次郎の略歴と顔写真（衆議院議員之証）
加波山事件の勃発と国政進出（写真）
- 製糸業の発達と新井製糸所（外観写真）
- 旧下野煉化製造会社の設立と会社概要（資料・写真）

【常設展示室】



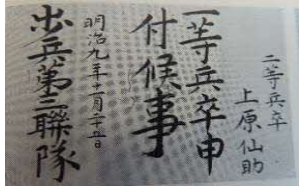
自由民権家岩崎萬次郎



新井製糸所



連合戸長長島政吉



一等兵卒申付書



初代村長菅谷弥一郎



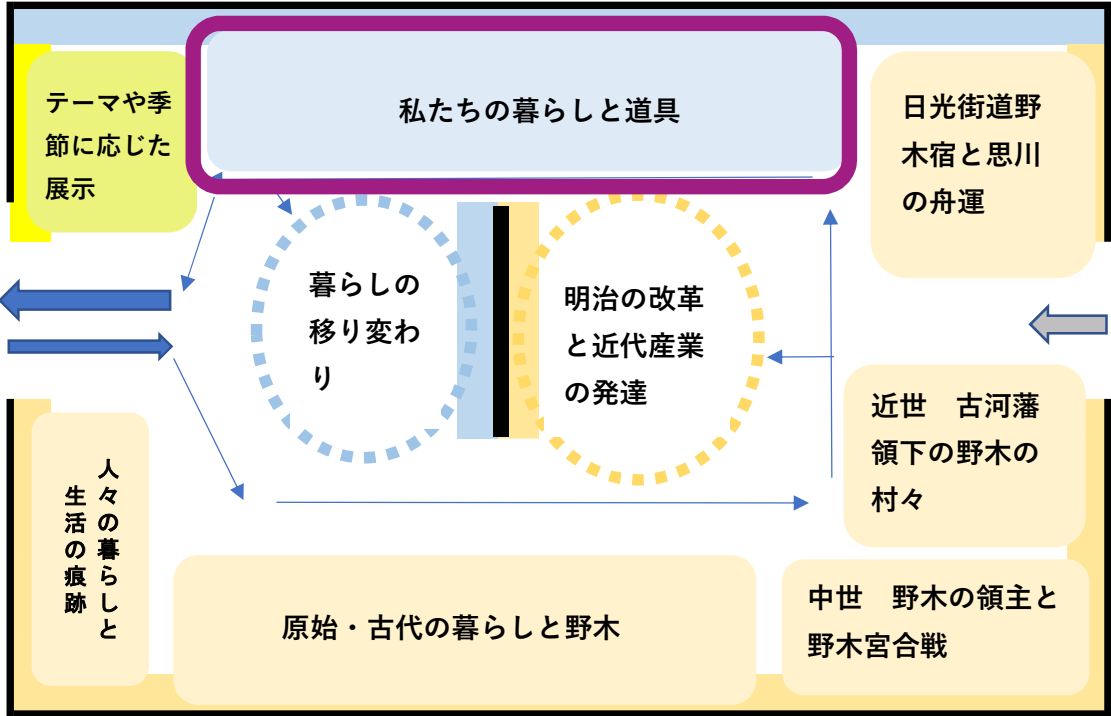
谷中村残留民小屋

■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

テーマ：私たちの暮らしと道具（1）

【常設展示室】

- 明治・大正・昭和期の衣・食・住・人生儀礼・娯楽信仰・社会生活などの日常で使われた道具を実物で紹介
- ◆ 食に関する道具（オニオロシ、ハコゼン、トックリ）
- ◆ 作業衣類（スゲ笠、モンペ、ミノ、ゾウリ）
- ◆ 居住用具（ランプ、火鉢、カギツルシ）
- ◆ 消防組の消火用具（リュウドスイ、トビグチ）
- ◆ 冠婚葬祭用具（ツノダル、ミツガサネ、ナガモチ）
- 生産・生業における耕作で使われた農具や養蚕用具
- ◆ 耕作用の農具（クワ、マンガ、タブネ、トウミ、センバコキ、フルリボウ、ドズルス、ムシロバタ、ザグリ、タネマキキ、カンビョウムキキ）



ザグリ



ナガヒバチ



トウミ



柱時計



リュウドスイ



ツノダル



ショクダイ



ゼン

■：展示内容のポイント ◆：主な展示品 ○：展示資料

テーマ：暮らしの移り変わり（2）

- ちょっと懐かしい昭和の道具を紹介
- 戦前・戦後に使われた日常生活用品の変化を紹介
- ◆ 生活の変化と移り変わりが分かる当時の道具



ラジオ



カメラ



冷蔵庫



ランプ



アイロン（コテ）

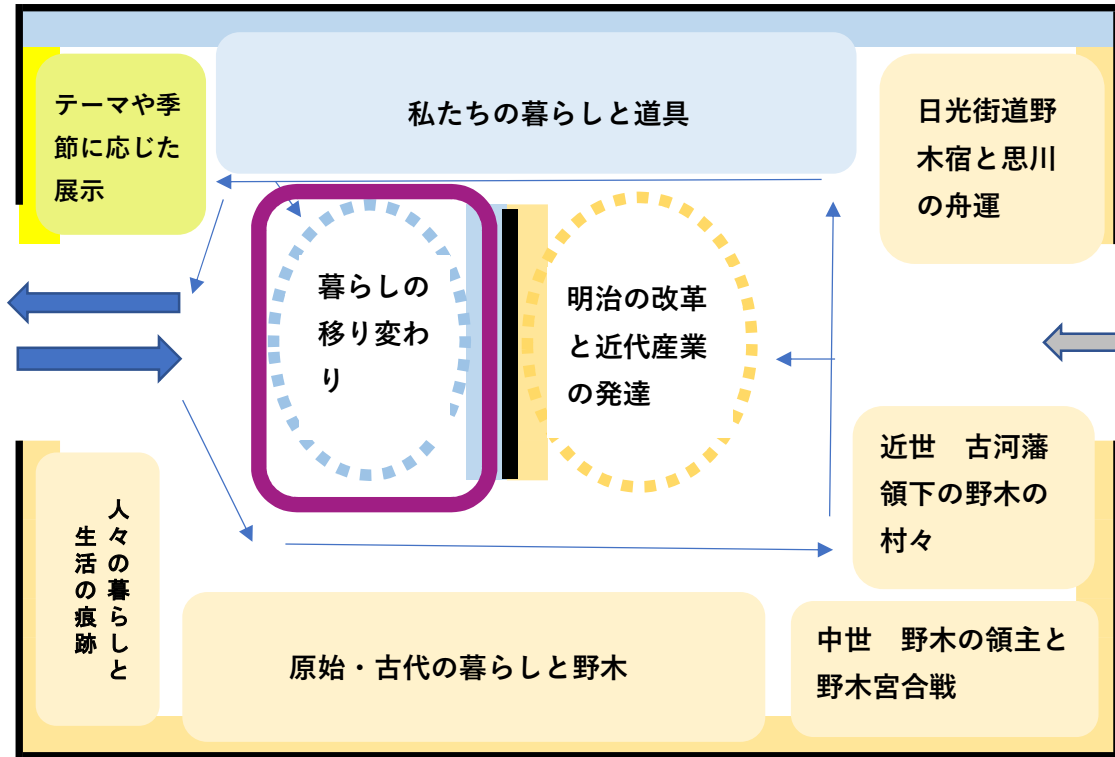


黒電話機



蓄音機

【常設展示室】



野木町郷土館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野木町郷土館整備事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、野木町郷土館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 野木町郷土館の整備、野木町郷土館の魅力を引き出す整備等について検討すること。
- (2) その他野木町郷土館の活用及び整備について検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には町長、副委員長には副町長及び教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、郷土館整備について必要な事項の検討及び協議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き教育次長をもって充てる。
- 4 部会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長になる。
- 6 部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の在任期間とする。
- 7 部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

番号	職 名 等
1	町長
2	副町長
3	教育長
4	総合政策部長
5	町民生活部長
6	産業建設部長
7	教育次長
8	総務課長
9	政策課長
10	税務課長
11	住民課長
12	健康福祉課長
13	生活環境課長
14	産業振興課長

15	都市整備課長
16	上下水道課長
17	会計課長
18	議会事務局長
19	こども教育課長
20	生涯学習課長

別表第2 (第7条関係)

番号	職名等
1	総合政策部長
2	町民生活部長
3	産業建設部長
4	教育次長
5	総務課長
6	政策課長
7	生活環境課長
8	産業振興課長
9	都市整備課長
10	こども教育課長
11	生涯学習課長
12	野木町文化財保護審議会代表
13	野木町区長会代表
14	野木町学校代表
15	野木町社会教育委員兼公民館運営審議会代表
16	野木町図書館協議会代表
17	野木町子ども会連合会代表
18	野木町女性団体連絡協議会代表
19	野木歴史文化伝承会代表
20	栃木県立博物館学芸部長